

市道北ぶらくり丁線測量詳細設計業務
プロポーザル実施要領

公表日 令和 7 年 7 月 1 4 日

1 目的・趣旨

市道北ぶらくり丁線は、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの実現に向けた道路事業の一つであり、都市再生整備計画「和歌山市中心拠点再生地区（ウォーカブル）」に位置付けられている。近年、北ぶらくり丁商店街のアーケードの老朽化が目立ち、商店街がアーケードを撤去する方針を固めていることを踏まえ、官民連携により歩いて楽しいウォーカブルな空間の創出を図るために必要となる道路空間の利活用調査および設計を行うことを目的とする。

業務の実施については、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析など高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用 of 企画提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

1 契約概要

- (1) 名称 市道北ぶらくり丁線測量詳細設計業務
- (2) 場所 和歌山市
- (3) 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 見積限度額（予定価格）

2 3 , 5 5 9 , 2 5 9 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）であること。
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成 5 年 5 月 1 日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成 1 5 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこ

と。また、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）又は、和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) プレゼンテーション等の実施日以前3か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられた者は除く。）。
- (6) 平成22年度以降に、国又は地方公共団体において、本事業と同規模以上の道路・公園・広場の新設又は改修の設計業務（基本設計又は詳細設計業務）を委託契約し、地域住民や関係団体等との意見交換等を実施し、業務を完了した実績があること。ただし、複数の者で構成し参加する場合は、少なくとも1者が当該実績を有していればよいものとする。
- (7) 本業務に関して以下の条件を満たす管理技術者、照査技術者その他の技術者を各1名以上当該業務に配置できること。ただし、複数の者で構成し参加する場合は、少なくとも1者が当該技術者を有していればよいものとする。

- ア 管理技術者：技術士「総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）又は建設部門（都市計画及び地方計画）」又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）（造園又は都市計画及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者とする。
- イ 照査技術者：技術士「（総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）又は建設部門（都市計画及び地方計画）」又はRC CM（造園又は都市計画及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者とする。
- ウ 道路設計技術者：道路の設計業務を行う者とし、技術士「建設部門（都市計画及び地方計画又は道路）」又はRC CM（道路）又はランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有する者であること。
- エ 測量技術者：測量業務を行う者とし、測量士の資格を有する者であること。

※上記ア、イ、ウの技術者のうち、少なくとも1名は技術士の資格を有している者を配置すること。

※アおよびイについては、直接的な雇用関係にあること。

※兼任について

(7) 管理技術者は道路設計技術者を兼ねることができる。ただし、技術士「建設部門（都市計画及び地方計画又は道路）」又はRCCM（道路）又はランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有すること。

(4) 照査技術者は他の技術者を兼ねることができない。

4 プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 3. 参加資格（2）に示す確認資料

①本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、「和歌山市税に係る納税（完納）証明書」を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が付加徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

②消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 委任状及び使用印鑑届出書（様式3）

エ 3. 参加資格（6）に示す確認資料

① 規定する業務に係る契約を適正にその履行を完了した実績を有することを証する書類

業務履行実績調書（様式5）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。なお、複数の実績を有する場合はすべて提出すること。

オ 3. 参加資格（7）に示す確認資料

① 規定する経験及び能力を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類

配置予定技術者調書（様式7）に記載し、契約に係る契約書の写し、管理技術

者通知書等の写し、健康保険証の写し等を提出すること。

カ 業務実施体制（様式6）

キ 会社概要調書（様式8）

ク 役員等調書及び照会承諾書（様式9）

なお、イ、ウ及びクについては、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出しなくてよい。

（2）提出期限 令和7年7月25日（金）17時15分まで（必着）

（3）提出先 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 本庁舎9階

都市建設局 都市計画部 都市再生課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 4 8

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 1 7

E-mail : toshisaisei@city.wakayama.lg.jp

（4）提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く8時30分から17時15分までとする。

郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した場合も結果を送付する。

（1）送付予定日 令和7年7月30日（水）

（2）企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が6者以上の場合は次の配点表により審査を行い、上位5者を選定する。5者以下の場合はすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

なお、評価結果が同一となった場合は配置予定技術者の経験及び能力の評価で選定する。

評価項目			配点		
大項目		詳細			
会 社 の 技 術 力		<u>参加資格（３．（６））</u> 平成２２年度以降に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同規模以上の道路・公園・広場において、地域住民や関係団体等との意見交換等を実施しつつ、新設又は改修の設計業務（基本設計又は詳細設計業務）の実績	３件以上	２件	１件
			１０	４	２
		<u>受賞歴</u> 平成２２年度以降に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同規模以上の道路・公園・広場において、地域住民や関係団体等との意見交換等を実施しつつ、新設又は改修の設計業務（基本設計又は詳細設計業務）に携わり、その後竣工を経て受賞した実績	２件以上	１件	なし
			８	３	０
		<u>所在地</u> 和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）もしくは支社や支店等を有しているか	本社等	支社等	なし
			３	２	０
		<u>技術者（有資格者）数</u> 会社概要報告書に記載されている技術者（有資格者）※の人数	２０名以上	１０名以上	３名以上
			５	２	１
配 置 予 定 技 術 者 の	管理技術者	<u>参加資格（３．（６））</u> 平成２２年度以降に、国又は地方公共団体が発注した本事業と同規模以上の道路・公園・広場において、地域住民や関係団体等との意見交換等を実施しつつ、新設又は改修の設計業務（基本設計又は詳細設計業務）の実績	３件以上	２件	１件
			１０	４	２

経験 及 び 能力		<u>有資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士	技術士 以外	なし
			8	3	0
	照査技術者	<u>参加資格（３．（６））</u> 平成２２年度以降に、国又は地方 公共団体が発注した本事業と同 規模以上の道路・公園・広場にお いて、地域住民や関係団体等との 意見交換等を実施しつつ、新設又 は改修の設計業務（基本設計又は 詳細設計業務）の実績	３件以 上	２件	１件
		<u>有資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士	技術士 以外	なし
			8	3	0
			10	4	2
	道 路 設 計 技 術 者	<u>参加資格（３．（６））</u> 平成２２年度以降に、国又は地方 公共団体が発注した本事業と同 規模以上の道路・公園・広場にお いて、地域住民や関係団体等との 意見交換等を実施し、新設又は改 修の設計業務（基本設計又は詳細 設計業務）の実績	３件以 上	２件	１件
		<u>有資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士	技術士 以外	なし
			8	3	0
			10	4	2

※有資格については、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

- ① 管理技術者：技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）」又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（造園又は都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者とする。
- ② 照査技術者：技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）」又はRCCM（造園又は都市計画及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者とする。
- ③ 道路設計技術者：道路の設計業務を行う者とし、技術士「建設部門（都市計画及び地方計画又は道路）又はRCCM（道路）又はランドスケープアーキテクト（RLA）」のいずれかの資格を有する者であること。

- ④ 会社の技術力欄に記載している技術者数（有資格者数）については、管理技術者、照査技術者、道路設計技術者の条件を満たす資格を対象とする。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出すること。

（１）質問方法

電子メールもしくは質問書（様式１０）を持参又は郵送で提出すること。

なお、電子メールの場合は件名を「プロポーザル質問書」とし、質問書（様式１０）を添付すること。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

（２）提出期限 令和７年８月６日（水）１７時１５分まで

（３）提出先 ４（３）に同じ。

（４）回答方法 令和７年８月１３日（水）１７時１５分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにした上で、質問及び回答を掲載（公開）する。

7 企画提案書等の提出

（１）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

（提案内容）

- ・当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）
- ・業務フロー図及び実施スケジュール
- ・北ぶらくり丁商店街振興組合等とのヒアリング等のプロセスについて
- ・居心地が良く歩きたくなる道路空間を創出するための考え方について

イ 参考見積書（任意様式）

※積算内訳がわかるように明示すること

- ・業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。
- ・見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

（２）提出部数等 正本１部及び副本１部（副本は写し可）とし、提出書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：Word、Excel、PowerPoint、PDF）

（３）提出期限 令和７年８月２５日（月）１７時１５分まで（必着）

（４）提出先 ４（３）に同じ

（５）提出方法 ４．（４）に同じ。ただし、提出書類データのみは電子メールも可とする。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

(6) 注意事項

企画提案書については、以下のとおりとする。

- ア A 3 判、左綴じ、片面 3 ページ以内もしくは A 4 判、左綴じ、片面 6 ページ以内とする。
- イ フォントサイズは 11 ポイント以上とする。
- ウ 企画提案書等の提出は、1 事業者につき 1 提案とし、複数の提案を行うことは認めない。
- エ 正本の場合は事業者名を記入しても良いが、副本の場合は空白とすること。なお、電子データは事業者名を記載しないこと。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

企画提案者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、次の 9. 評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時等

ア 実施内容

企画提案書等の説明に 20 分以内、質疑応答 30 分程度とする。

イ 開催日時

令和 7 年 9 月 2 日（金）（予定）

確定した日時及び場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

ウ 説明者

3 名以内とする。

エ その他

プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルについては準備するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては企画提案者において準備し持ち込むこと。また、プレゼンテーションの際は、事業者名を述べないこと。

(3) 評価結果の通知

評価結果はプロポーザル評価結果通知書（令和 7 年 9 月 5 日（金）送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、50／100点（5割）を最低基準とする。

（1）評価基準及び配点

基礎評価項目	配点（40点）
業務実績の評価	5 点
業務実施体制の評価	5 点
配置技術者の評価	5 点
業務価格の適正評価	25 点
企画提案プレゼンテーション	配点（60点）
契約内容の理解度	5 点
実施手順、工程の適正度	5 点
企画提案の実現性、独創性、妥当性	10 点
北ぶらくり丁商店街振興組合等とのヒアリング等のプロセスに関する提案	20 点
居心地が良く歩きたくなる道路空間を創出するための考え方の提案	15 点
プレゼンテーション能力	5 点
企画提案評価（合計）	100点

10 契約予定日

令和7年9月12日（金）に本業務委託の契約予定。

受託候補者と優先交渉を実施する。

11 日程

項 目	日 程（予定）
公募の開始	令和7年7月14日（月）
プロポ参加資格確認申請書受付	令和7年7月25日（金）17時15分まで
プロポ参加資格通知送付	令和7年7月30日（水）（予定）
質問の受付	令和7年7月14日（月）～8月6日（水） 17時15分まで
質問への回答期限	令和7年8月13日（水）
企画提案書の受付	令和7年8月25日（月）17時15分まで
企画提案評価	令和7年9月 2日（火）（予定）

評価結果通知	令和7年9月 5日（金）（予定）
契約予定日	令和7年9月12日（金）（予定）

1.2 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- （1）提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- （2）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （3）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）プレゼンテーション等に参加しなかったもの
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （6）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- （7）参考見積書のコストが、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.3 契約に関する事項

- （1）契約保証を適用する。
- （2）前払い制度を適用する。契約金額の30%以内とする。
- （3）部分払い制度を適用する。

1.4 その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- （3）提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用するすることができるものとする。
- （4）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- （5）提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- （6）本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。
- （7）受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- （8）協議等により交渉が不調に終わった際は、次点の者と交渉する場合がある。
- （9）プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者に

あつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

- (10) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (14) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。
- (15) その他必要な事項については、本市と受託候補者が別途協議のうえ定める。